



建設業者（国土交通大臣許可）の皆様へ【重要】

# 国土交通大臣許可業者の 申請書類等の提出先が変わります。

※大分県内に主たる営業所を置く許可業者を除く

都道府県経由事務の廃止に伴い、

令和2年4月1日から

各種申請書（建設業許可・経営事項審査）

・変更届出書等の提出先は、

九州地方整備局 建政部 建設産業課 となります。

提出方法は原則、郵送にてお願いします。

※やむを得ず、持参する場合は、事前に以下の問い合わせ先にご連絡をお願いします。

※詳細は、九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/#>

等において、改めて周知いたします。

【提出先】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎 別館3F

九州地方整備局 建政部 建設産業課 宛

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

建設業許可担当・経営事項審査担当

☎ 092-471-6331（代）



建設業者（国土交通大臣許可業者）の皆様へ【重要】

国土交通大臣許可業者に係る  
**建設業許可証明書の  
取扱いが変わります。**

**令和2年4月1日より**

建設業許可証明書については、

**下記の場合に限り、原則 1 部のみ  
発行します。**

現在、更新許可を申請中であり、  
当該申請に対する処分がなされていない場合

※請求は、一の更新申請につき、1回限り。

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム<sup>※</sup>  
による確認ができない事項又は、災害による  
許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必  
要な場合等、特段の事情がある者

※建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

URL：<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>

若しくは、検索サイトで「建設業者 検索」等と入力

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局

建政部 建設産業課 建設業係

☎ 092-471-6331（代）